

司法修習生考試委員會規則

昭和二十四年三月八日考試委員會可決制定
一部改正 昭和二十六年十月二十六日考試委員會可決

第一條 司法修習生考試委員會（以下委員會という。）に関しては、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二條 委員會は、委員長が、これを招集する。

委員長は、會議の議長となり、議事を整理する。

第三條 委員會の會議は、秘密とする。

第四條 委員會は、過半数の委員が出席しなければ、會議を開くことができない。

委員會の議事は、出席した委員長及びその他の委員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、委員長が、これを決する。

第五條 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第六條 委員の任期は三年とする。但し、再任及び委員の任期を延長することは妨げない。

第七條 委員會に幹事一人を置く。

幹事は、最高裁判所事務総局人事局長を以つて、これに充てる。

幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第八條 委員會に書記五人を置く。

書記は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命ずる。

書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

第九條 この規則及び司法修習生に関する規則に定めるものの外、委員會に関し、必要な事項は、委員會がこれを定める。